

保護者の皆様へ
 児童・生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条により、医師が感染の恐れがないと認めるまで登校（登園）できないことになっております。下記の感染症と診断された場合は、保育園までお知らせください。また、登校（登園）するときは、証明書を保育園に提出してください。書類が不要なものも医師の許可は必要です。
 保護者のみの受診で証明書を発行してもらうことはできません。

	学校感染症名	登校停止期間の基準	書類	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	証 明 書 （ 医 師 が 記 入 ）	
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症後 5日（発熱の翌日を1日目として）を経過し、かつ解熱後 2日（幼児は3日）を経過するまで		
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで		
	麻疹（はしか）	解熱後 3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで		
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで		
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後 2日を経過するまで		
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで		医 師 の 許 可 が 必 要 （ 書 類 不 要 ）
	コレラ、細菌性赤痢	治癒するまで出席停止が望ましい		
	腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止		
	腸チフス、パラチフス	治癒するまで出席停止が望ましい		
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止（水泳禁止）		
	帯状疱疹	小・中学生は登校可（提出書類なし）。但、就学前は治癒するまで出席停止（証明書必要）		
	A型肝炎	肝機能が正常になれば登校可		
	急性B型肝炎、C型肝炎	医師の判断による		
	疥癬	皮膚科医の許可により登校可。		
	感染性胃腸炎	症状軽減後、全身状態良好なら登校可		
	マイコプラズマ感染症	症状軽減後、全身状態良好なら登校可		
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後 1～2日経過して、全身状態良好なら登校可、水泳可		
	手足口病、ヘルパンギーナ	全身状態良好なら登校可		
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態良好なら登校可、水泳可			
サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、急性細菌性気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症	症状軽減後、全身状態良好なら登校可			
単純ヘルペス感染症	局所症状のみならば登校可。発熱や全身性水疱あれば出席停止が望ましい。			
伝染性膿痂疹（とびひ）	登 校 可	患部を覆って登校可、水泳は治癒するまで不可		
伝染性軟属腫（水いぼ）		登校可、水泳は主治医の指示に従う		
アタマジラミ		登校可、水泳は主治医の指示に従う		
カンジダ感染症		登校可		
白癬感染症（特にトンスランス感染症）		登校可。但、他人と直接接触避ける		

※基準は「学校において予防すべき感染症の解説」（公益財団法人 日本学校保健会 2013刊）に準拠
 国分寺市医師会 学校医会 2014

〈様式1〉

登園許可証明書

保育園名 **ポッポのもり保育園**

組 氏 名 _____

※この枠内は保護者をご記入下さい

《病名》下記のうち該当するものを丸で囲んでください

- 第一種感染症（病名 _____）
- 第二種感染症
- ・インフルエンザ
 - ・百日咳
 - ・麻疹
 - ・流行性耳下腺炎
 - ・風しん
 - ・水痘
 - ・咽頭結膜熱
 - ・結核
 - ・髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種感染症（病名 _____）

本日の診察の結果、上記疾病は、（ 治癒 ・ 軽快 ）しましたので、登校・登園を許可します。

・発症日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

・登園可能日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関住所

医療機関名

医師氏名

印

切り取って提出してください